

討議のための論点メモ

(前注) この資料は、ハーグ国際私法会議判決プロジェクト作業部会第5回においてとりまとめられた条約草案(以下「草案」という。)について討議を行うための論点メモである。なお、この資料で引用している草案の規定内容等は仮訳であり、正文ではない。

1 間接管轄の要件について

草案は、判決の承認及び執行の要件(間接管轄の要件)を5条1以下に規定している。

これを民訴法の日本の裁判所の管轄権(直接管轄)に係る規律内容と比較してみると、草案5条1以下には、民訴法3条の3第2、3、5、6、7、8(不法行為の結果発生地)及び9号に相当する規定等がないと考えられる。したがって、日本国内の裁判所に訴えを提起した者は、上記の民訴法の規定によってのみ日本の裁判所に管轄権(直接管轄)が認められる場合は、たとえ判決を得たとしても、草案5条1kに当たる場合等を除き、他の締約国においてその判決が承認・執行されることはないということとなる。

外国裁判所における判決の承認・執行を促進し、条約を実効的なものとするためには、このような事態が生じないように条約上の間接管轄の要件を適当な範囲まで広く認めるべきであるとも考えられる。そのように考えた場合、上記の民訴法の規定等を踏まえ、草案の間接管轄の要件は十分であるといえるか。また、仮に、草案の間接管轄の要件が不足しているものであると考える場合、どのような要件を加えるべきか。

2 草案5条

(1) 「特別の事情」(民訴法3条の9)等との関係について

草案は、締約国の判決が、草案5条の規定する間接管轄の要件を満たす場合、他の締約国において承認又は執行される旨規定しているところ、草案5条1e(ただし書)以外にはその例外を認めていない。

他方で、日本の裁判所の管轄権(直接管轄)についての民訴法の規定(第1編第2章第1節)によれば、民訴法3条の9が、裁判所は、訴えについて民訴法3条の2以下の規定を適用すると日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合であっても、「特別の事情」があると認めるときには、その訴えの全部又は一部を却下することができる旨規定している。民訴法3条の9の趣旨は、当事者間の衡平又は適正かつ迅速な審理の実現の観点から、日本の裁判所が審理

判断をするより、外国の裁判所に審理判断を委ねることが望ましい場合もあり得るからであるとされている（佐藤達文ほか「一問一答・平成23年民事訴訟法等改正」（商事法務，2012年）157頁）。

そこで、上記の民訴法の規定等を踏まえ、草案5条1e（ただし書）に定める場合の他に、例外を認めずにその締約国に対し承認・執行義務を課す草案5条の規定につき、どのように考えるか。仮に、条約の趣旨や目的に鑑み、承認・執行義務を課さない場合を一般的に定める例外規定を設けることが相当ではないと考える場合、草案5条1e（ただし書）（なお、同条項が上記民訴法第3条の9と同様の趣旨に基づくものかどうかは、別途検討の余地がある。）の他に、例外を認めるべき規定はあるか。

(2) 草案5条1dについて

草案5条1dは、被告が、判決が下された訴訟の手續において判決国の管轄について明示的に同意していたことを間接管轄の要件としている。

ア 書面性の要件等の要否

このような国際的な裁判管轄の合意に関し、民訴法3条の7や管轄合意条約3条cは、当該合意は慎重にされる必要がある等の理由により、当該合意が書面でされることを要件とするなどしているが、このような要件を課さない草案5条1dの規定につき、どのように考えるか。

イ 応訴管轄

草案5条1dは、判決国の管轄について「明示的に同意していたこと」を間接管轄の要件とする規定であるが、文言上、どのような態様の「同意」についてその適用があるのかにつき解釈の余地があると考えられる。そこで、この規定は、被告が判決国の訴訟手續に応じたと評価しうる訴訟行為（訴訟態度）があったことをもって当該手續により下された判決につき間接管轄を認める規律（いわゆる応訴管轄による間接管轄の肯定）を認めたものと解すべきか。また、応訴管轄を含むものと解した場合、同条項の「明示的に同意していたこと」という要件につき、どのような訴訟行為（訴訟態度）が含まれているものと考えるか（注）。

（注）例えば、判決国法上、（応訴以外の理由で）直接管轄が認められることから被告が応訴したものの、草案の他の規定及び承認・執行を求められた国の法律において、応訴管轄以外の理由によっては間接管轄を認めることができない場合にまで草案5条1dの要件を満たすものとして、間接管轄が認められるものとするのは適当でないと考えられる。なお、この点について、中野俊一郎「国際応訴管轄と外国判決の承認」神戸法學雑誌・第46巻第2号243頁以下参照。

3 草案6条

草案6条は、特許権、商標権、意匠権又は寄託若しくは登録を要する類似の権

物の登録又は有効性（同条 a）, 及び, 不動産の物的権利又は 6 か月以上の期間の不動産の賃借権（同条 b）に関し, 専属的な間接管轄の要件を定めている（ブリュッセル I a 規則を参照したものと考えられる。）。

草案 6 条の適用範囲は, 文言上, 必ずしも明らかではないが, 登記又は登録に関する訴えにつき, 登記又は登録をすべき地が国内にあるときは, 日本の裁判所に専属管轄を認める民訴法 3 条の 5 第 2 項（注）との関係をどのように考えるべきか。

また, 草案 6 条 b について, 不動産に関する訴えの特別裁判籍を定めた民訴法 3 条の 3 第 1 1 号との関係をどのように考えるべきか。同号は, ①不動産の引渡しを請求する場合に, 物権的請求権と債権的請求権のいずれの構成によるかによって適用される規律が異なるのは不合理であり, ②日本に住所を有する両当事者が外国の不動産の所有権の帰属について日本の裁判所の判断を求める場合には, 日本の裁判所において審理判断を行うことが両当事者の便宜にかなうことから, 物権及び物権的請求権に係る訴えについて, 不動産所在地の裁判所の専属管轄とはしないこととしたものであると考えられる（前掲佐藤ほか・77 頁参照）。しかしながら, 例えば, 外国に所在する土地の引渡し請求訴訟について日本の裁判所に直接管轄が認められて判決がされても, 草案 6 条 b によれば, 判決国に当該不動産が所在しないので間接管轄が認められないという事態が生じてしまうこととなる。

（注）民訴法 3 条の 5 第 2 項の「登録に関する訴え」には, 知的財産権の登録に関する訴えも含まれると解されている（前掲佐藤ほか・109 頁参照）。

（参考）ブリュッセル I a 規則（抜粋）

第 2 章 管轄 第 6 節 専属管轄

第 2 4 条 以下の手続については, 当事者の住所にかかわらず, 構成国の以下の裁判所が専属管轄を有する。

- 1 不動産に関する物権並びに不動産の使用賃貸借又は用益賃貸借を対象とする手続については, 不動産が所在する構成国の裁判所。

ただし, 連続する最大で 6 か月間の一時的な私的利用のための不動産の使用賃貸借又は用益賃貸借に関する手続については, 被告がその住所を有する構成国の裁判所も管轄を有する。ただし, 使用賃貸借又は用益賃貸借について自然人が係わるものであって, 所有者並びに使用賃借人又は用益賃借人がその住所を同一構成国内に有するときに限る。

- 3 公簿への登録の有効性を対象とする手続については, その主権領域において登録が行われる構成国の裁判所
- 4 出願又は登録を必要とする特許, 商標, 意匠及びこれらに類似する権利を対象とする手続については, それが訴え又は抗弁のいずれであるかを問わず, その主権領域において出願若しくは登録が申請され若しくは行われ, 又は欧州連

合の法的行為若しくは二国間条約に基づいて行われたとみなされる構成国の裁判所

(後段略)

4 草案10条

(1) 民訴法118条との関係について

民訴法118条の「外国裁判所の確定判決」に裁判上の和解が含まれるか否かについては、学説上、争いがあり、①和解などの内容が和解判決などの形で裁判上に表象されている場合は別として、我が国と同様に、これらが調書上の記載にとどまる場合には、たとえそれに確定判決と同一の効力が認められているときであっても、「外国裁判所の確定判決」とはされないとする見解、②和解の調書上の記載が裁判所の判断を経たものであり、当該国法上でそれに確定判決と同一の効力が認められるものであれば、承認の対象適格性を認める見解などがある（兼子一ほか「条解 民事訴訟法」（第2版，2011年，弘文堂）512頁参照）。

草案10条は、「締約国の裁判所が認めたか、又はその裁判所における訴訟手続の中で締結された裁判上の和解であって、判決国において判決と同様の方法で執行できるもの」について、執行を認めている。裁判上の和解については、国によって裁判所の関与の程度が区々であると考えられるが、同条は、そのような裁判所の関与の程度を問題としていないとも解される。そこで、同条の規定について、民訴法118条との関係を踏まえてどのように考えるべきか。

(2) 裁判上の和解の意思表示の瑕疵について

裁判上の和解については、錯誤、詐欺、強迫といった意思表示の瑕疵がある場合、これを争うことができると解されている。

これを草案についてみると、草案には、裁判上の和解の意思表示の瑕疵について事後に争うことを想定した規定は見当たらないところ、我が国の裁判所に對し、外国裁判所でされた裁判上の和解について、民事執行法24条1項に基づく執行判決を求める訴えが提起されるなどした場合、当該裁判上の和解の意思表示の瑕疵を理由として争うためには、以下のような手段によるものと思われるが、どのように考えるか。

ア 執行判決を求める訴えにおいては、外国裁判所でされた裁判上の和解に意思表示の瑕疵があることが、執行の拒否事由（草案7条）にあたると主張して、執行を拒否することが考えられる（具体的には、草案7条1b又はcが執行拒否の事由になりうるものと考えられる。なお、条約上の拒否事由が、現行法においてどの要件に該当することとされて執行を拒否しうるものとなるのかについても問題となり得る。）。

イ 上記アで主張することができない瑕疵については、執行判決がされ、これが確定した後に、請求異議の訴えにおいて、当該外国裁判所でされた裁判上

の和解の成立過程での当事者の意思の瑕疵を異議事由として主張することが考えられる。

なお、この場合、当該請求異議の訴えにつき、日本の裁判所に管轄権があるか否かが問題となりうる。また、当該訴えを提起するにあたり、強制執行停止の申立て（民執法36条）をすることが考えられるが、草案では、執行の拒否や延期等の事由が同7条の場合に限られていることとの関係で、そのような申立てができるか否かが問題となりうる。